

ひとり親

ひとり親になったら



さまざまな事情でひとり親になった時、子育てだけでなく、仕事や家事、住まいのことなど、生活する上で多くの問題をひとりで抱え込むことになりがちですね。ひとり親に対して経済的・精神的・社会的なサポートをしています。お気軽にご相談ください。

問合せ 子育て支援課 手当助成係 TEL 042-387-9839 子育て支援係 TEL 042-387-9836

経済的支援

●児童育成手当(育成手当) (審)

<対象> 18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童を養育している次のような父、母、養育者

- ・父母が離婚した児童 ・父又は母が死亡した児童 ・父又は母が生死不明である児童
- ・父又は母に1年以上遺棄されている児童 ・父又は母が、父又は母の申し立てにより保護命令を受けている児童
- ・父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童 ・父又は母が重度の障がいを持つ児童

<内容> 対象児童一人当たり月額13,500円、所得制限あり

問合せ 子育て支援課 TEL 042-387-9839

●児童扶養手当 (審)

<対象> 18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童(一定の障がいがある場合は、20歳到達前までの児童)を養育している次のような父、母、養育者

- ・父母が離婚した児童 ・父又は母が死亡した児童 ・父又は母が生死不明である児童
- ・父又は母に1年以上遺棄されている児童 ・父又は母が、父又は母の申し立てにより保護命令を受けている児童
- ・父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童 ・父又は母が重度の障がいを持つ児童

<内容> 支給基準、所得制限あり

問合せ 子育て支援課 TEL 042-387-9839

●ひとり親家庭等医療費助成 (審)

<対象> 18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童(一定の障がいがある場合は、20歳到達前までの児童)を養育している次のような家庭

- ・父母が離婚した児童 ・父又は母が死亡した児童 ・父又は母が生死不明である児童
- ・父又は母に1年以上遺棄されている児童 ・父又は母が、父又は母の申し立てにより保護命令を受けている児童
- ・父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童 ・父又は母が重度の障がいを持つ児童

<内容> 医療費(保険診療の自己負担分)の一部を助成します。所得制限あり

問合せ 子育て支援課 TEL 042-387-9839

(審) …審査があります。

経済的支援

●母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金 (審) (前)

<対象> 20歳未満の児童を養育している母子家庭の母または父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方

- ・自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている方
- ・当該講座の受講が就業のために必要と認められる方
- ・過去に本給付金の支給を受けていない方

<内容> 母子家庭の母または父子家庭の父が、職業能力の開発および資格取得のために、教育訓練に関する講座を受講した場合に、受講費の一部を補助します。対象講座は、雇用保険制度の給付対象の教育訓練講座(ハローワークなどで「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」をご覧ください)など。対象講座の申込み前に事前相談が必要ですので、お問い合わせください。事前相談をしないで申込みした場合、原則として給付金は支給されません。

問合 子育て支援課 TEL 042-387-9836

●母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金 (審) (前)

<対象> 20歳未満の児童を養育している母子家庭の母または父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方

- ・児童扶養手当を受給しているか、または児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方
※ただし、所得水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とします。
- ・修業年限が6か月以上の養成機関において対象資格の取得が見込まれる方
- ・就業または育児と修業の両立が困難な状況にあると認められる方
- ・過去に本給付金の支給を受けていない方

<内容> 母子家庭の母または父子家庭の父が、就業に必要な資格を取得するための、養成機関での一定の受講期間について生活の負担の軽減を図る費用の一部を補助します。対象資格は、准看護師を含む看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など国家資格。事前相談が必要ですので、お問い合わせください。

問合 子育て支援課 TEL 042-387-9836

●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 (審) (前)

<対象> ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の20歳未満の児童で、次のすべての要件を満たす方

- ・自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている方
- ・高等学校を卒業していない、または大学入学資格を取得していない方
- ・当該講座の受講が就業のために必要と認められる方
- ・過去に本給付金の支給を受けていない方

<内容> 高校を卒業していないひとり親家庭の親及び20歳未満の児童が、安定した就業のため、高卒認定試験の合格を目指して対象講座を受講する場合、受講費の一部を補助します。対象講座の申込み前に事前相談が必要ですので、お問い合わせください。事前相談をしないで申込みした場合、原則として給付金は支給されません。

問合 子育て支援課 TEL 042-387-9836

(審) …審査があります。 (前) …事前に申し込みが必要です。

経済的支援

●母子・父子自立支援プログラム (前)

母子・父子自立支援プログラム策定員がひとり親家庭等の自立、就労のためのご相談をお受けいたします。

問合 子育て支援課 TEL 042-387-9836

●母子及び父子福祉資金(貸付) (審) (前)

＜対象＞ 都内に6か月以上居住の20歳未満の子を扶養している母子家庭または父子家庭

＜内容＞ ひとり親家庭が経済的に自立し、社会的に安定した生活を営むために、事業開始、就学、就職、医療介護、その他必要な資金を無利子又は低利でお貸しします。

問合 子育て支援課 TEL 042-387-9836

●養育費確保支援事業補助金 (審)

養育費の取決めを行うひとり親に公正証書作成等経費と養育費保証契約締結経費を補助します。詳しくはお問い合わせください。

問合 子育て支援課 TEL 042-387-9836

●ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業住宅支援資金

母子父子自立支援プログラムの策定を受け、要件を満たす方に対して、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図るため、住居の借り上げに必要な資金をお貸しします。詳細はお問い合わせください。

問合 社会福祉法人東京都社会福祉協議会 TEL 03-3268-7189

●ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金を受給している方で、要件を満たす方に対して、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図るため、入学準備金、就職準備金をお貸しします。詳細はお問い合わせください。

問合 社会福祉法人東京都社会福祉協議会 TEL 03-3268-7189

子育て支援

●ひとり親家庭ホームヘルプサービス (審) (前)

ひとり親家庭が就業、就学等の自立を促進するために必要な理由や病気等の理由により生活援助が必要な場合、又は生活環境の激変により日常生活を営むのに支障がある場合に、家事や育児などを行うホームヘルパーを一定期間派遣します。所得により負担金が生じる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

問合 子育て支援課 TEL 042-387-9836

(審) …審査があります。

(前) …事前に申し込みが必要です。

相談

名称または事業	内容	問合・受付
ひとり親相談 子育て支援課	ひとり親家庭の生活上の問題、経済上の問題など、各種の相談に相談員が応じます。	042-387-9836
ひとり親就労支援相談 子育て支援課	自立に向けて求職、転職を考えている方の支援をします。	042-387-9836
東京都ひとり親家庭 支援センター はあと多摩	就業相談・就業支援・職業紹介・生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・面会交流支援・グループ相談会	042-506-1182 (いずれの相談も同一の電話番号) ＜受付時間＞ 月・水・木・土・日・祝 9:00～17:30 火・金 9:00～19:30

[illegible]